

亀山市告示第80号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第24条の37の規定により告示する。

令和7年4月7日

亀山市長 櫻井 義之

- 1 事業者名 社会福祉法人エンジョイ福祉会
- 2 事業所の名称 相談支援事業所 エンジョイウエルヴィレッジ
- 3 事業所の所在地 三重県亀山市能褒野町字能褒野46番2
- 4 事業所番号 障害児相談支援事業所 2470400082
- 5 指定の年月日 令和7年4月1日
- 6 有効期限 令和7年4月1日から令和13年3月31日まで
- 7 サービスの種類 障害児相談支援